


議案第36号

財産の取得について（追認）

つくばみらい市立小学校における学習指導の用に供するため、次のとおり、令和5年度に財産を取得したことについて、つくばみらい市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第38号)第3条の規定により、議会の追認を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 件名 | 令和6年度使用小学校分指導書の購入 |
| 2 契約方法 | 随意契約 |
| 3 取得価格 | 金35,410,650円 |
| 4 契約の年月日 | 令和6年3月22日 |
| 5 契約の相手方 | 茨城県常総市水海道宝町3385
有限会社 明文堂書店
取締役 飯塚 智子 |

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の処分又は取得に関する条例の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、令和5年度にこれを経ずに取得していたことが判明したため、追認を求めるものです。